

## 1 全体的事項

- (1) 当該事業は、金剛沢地区治山の森や太白山自然環境保全地域に隣接し、青葉山及び太白山一帯の豊かな森林環境を構成する地域に計画路線が位置しており、一部に住宅地や病院が近接することから、環境影響の回避低減に当っては、地域特性を踏まえ実行可能な範囲で最大限の措置を講じるとともに、周辺の自然との調和と生物生息環境の保全に配慮すること。
- (2) 事業計画が未定である部分が見受けられることから、事業計画の詳細が決定した後、必要に応じ専門家の意見を聴取するなどして環境影響の予測結果及び環境保全措置の効果について検証するとともに、保全措置や事後調査計画の見直しについて検討すること。
- (3) 事後調査の実施に当たっては、事業に伴う環境への影響の把握や環境保全措置の効果を検証するとともに、特に工事中においては、工事期間が長期にわたることから、事後調査の結果がその後の施工等に確実に反映できる体制を構築すること。また、予測し得なかった影響が生じる、あるいは科学的な知見が新たに得られるなど環境保全上必要な場合には、専門家の意見を聴取するなどして、保全措置の見直しや新たな措置について検討すること。
- (4) 評価書作成に当たっては、予測結果、環境保全措置及び事後調査計画等についてより具体的に明示するとともに、市民に分かりやすい内容となるよう配慮すること。
- (5) 青葉山地区周辺においては、本事業の他、高速鉄道東西線及び川内旗立線が計画されていることから、工事計画の策定、施工及び事後調査等に際し、関係機関と調整を行い、青葉山地区周辺の環境保全に十分配慮すること。

## 2 個別的事項

### (大気環境)

- (1) 建設機械の稼動による騒音については、ユニットを単位とした工種別予測法を用いて予測を行っているが、より精度の高い機械別予測法を用いるとともに、予測地点周辺における建築物の立地状況に応じて、建設機械の稼動位置や高さ方向を考慮した予測及び評価を行い必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

### (水環境)

- (1) 工事に伴う濁水については、広瀬川における浮遊物質量等の影響について評価を行い適切な環境保全措置を講じること。また、工事の実施に当たっては、環境保全措置の効果及び広瀬川や綱木川の状況等について十分な監視を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) トンネル掘削に伴う地下水位及び湧水への影響について、より客観的、科学的な知見に基づき予測及び評価を行うこと。また、工事中及び供用後の計画路線周辺の地下水位についても事後調査を行うとともに、工事の実施に当たっては、地下水流動の保全に配慮した工法等を選定すること。

#### (土壌環境)

- (1) 切土工事及びトンネル掘削に伴う建設発生土については、土壌調査の実施による土壌汚染の有無を確認するとともに、汚染土壌が確認された場合は適切な措置を講じること。

#### (動物・植物・生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系への影響の予測・評価に当たっては、選定した重要な種や注目種等について事業特性及び地域特性を踏まえ、それぞれの種ごとの生活史や環境要求の特性等の科学的知見に基づき検討するとともに、可能な限り具体的に評価書に記述すること。
- (2) オオタカやニホンカモシカ等の重要な動物種の生息域周辺においては、工事による影響を極力小さくするため、当該動物種の重要生息域より遠い方から工事を徐々に開始し近接していくコンディショニング(馴化)などの措置について検討するとともに、当該道路への哺乳類等の侵入や照明による昆虫類の誘引等の防止について十分配慮すること。また、供用後、東北自動車道に設置されているボックスカルバートにおける哺乳類等の移動状況や当該道路への哺乳類等の侵入事故や移動阻害の実態について事後調査を行い、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 当該計画路線が東北自動車道の北東側に位置している区間において、当該事業により湿生植物や水生生物等が生息する湿性環境が分断されることから、水系を活かしたコリドー等による生息域の連続性の確保について検討し適切な環境保全措置を講じること。また、当該区間に分布する自然性の高いオヒルムシロ群落等が生育するため池についても事後調査区域に追加すること。
- (4) 生態系の注目種・群集の選定に当たっては、事業特性・地域特性を踏まえ、選定の理由や経緯等について具体的に評価書に記述すること。また、植生や地形等を踏まえた類型区分図の作成など生態系の把握を十分行い、予測及び評価を行うこと。
- (5) 事後調査等において、新たに重要な動植物が確認された場合は、専門家の意見を聴取し、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小限となるよう、適切な措置を講じること。

#### (景観)

- (1) 東北自動車を橋梁で横断する箇所の景観について、調査、予測及び評価を行い必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。  
なお、環境保全措置の検討に際しては、東北自動車道を走行する車両から見える景観についても留意すること。